

2009年度

尾張旭市当初予算に対する要望書

2008年11月20日

日本共産党尾張旭市議団

2009年度尾張旭市当初予算に対する要望書

尾張旭市長 谷口 幸治 殿

2008年11月20日

日本共産党尾張旭市議団

川村 剛

塚本 美幸

日頃は尾張旭市発展のために鋭意邁進されておられることに敬意を表します。今回の予算要望書では、将来の尾張旭市の目指すべき姿を展望し、要望項目を6つに分類・整理を行いました。また、要望書後半には、付属資料として従来の担当課ごとに分類した要望項目を再掲しております。

将来も変化が無いと思われる当市の特徴は、名古屋市に隣接するベッドタウンとしての位置であり、それを踏まえた上で、いかに魅力ある、住みやすい都市として発展させるかが、当市の中心的課題であると考えます。

社会の成熟により、女性の社会進出は世界的に見ても不可逆のものであると考えられ、また将来的な市税収入を増加させてゆく方法としても、女性が働きながら子どもを育てやすい環境を整備することが、特に重点的に力を入れるべき施策と考えております。

日本の労働環境が他の先進諸国と比較して悪いという問題が、保育や介護などの行政需要の増加に拍車をかけていること。住民自治・地域自治を促進させるためにも、住民同士で話し合い・交流する時間を確保することが必要となりますが、その上でも、働き方の問題が障害となっています。このため、国に対しては、労働条件の規制強化を強く迫ってゆく必要性があります。労働条件の改善に向けて世論を喚起し、国を動かすために、市長会などの機会を通じ、地方自治体からの声をあげていただけるようお願いいたします。

戦争の起きない平和な世界を築いてゆく上で、社会教育の果たす役割は大きく『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうに』平和教育の充実に、今、踏み出すことをお願いいたします。

目次

住みたくなる尾張旭・魅力あふれるベッドタウンをめざして	3
こどもを安心して育てられる尾張旭に	8
地域と共同する産業の育成を図るために.....	11
憲法25条を実感できる尾張旭に	13
平和な世界づくりに役立つ尾張旭に.....	17
信頼される効率的な市政運営を	18
09 予算要望書附属資料-担当課別要望項目	21
企画部	21
総務部	22
市民生活部	23
健康福祉部	26
都市整備部	30
教育委員会	33
消防本部	35
監査委員事務局.....	35

注：

来年度、是非実施していただきたい項目には、★を
 以前から継続して要望している項目については、◎を
 今回、初めて記載した項目については、●を
 各要望項目の先頭に付しております。

住みたくなる尾張旭・魅力あふれるベッドタウンをめざして

- ◎保育短大の跡地利用は良好な環境保全を前提とし、尾張旭市民も利用可能な福祉・教育・文化・スポーツなどの施設が設置されるように、引き続き名古屋市に働きかけること。
- ◎地域コミュニティー活動の一層の発展を図るために、自治会活動助成金を増額すること。
- ◎自治会の自主的な運営を尊重し、行政の下請け機関化につながることは一切行わないこと。
- ◎自治会未加入世帯が増加傾向にある現状の打開策を検討すること。
- ◎自主防災組織の自主的な活動を支援するために、積極的な活動を計画・実施している組織に対しては、その活動内容に見あうように補助金を増額すること。
- ◎家具転倒防止対策を拡充すること。
- ◎安心歩行エリア事業で培った取組が全市的なものとなるように、自治会活動への援助を強め、歩行者を最優先にする交通安全対策を推進すること。
- ◎連合自治会などの字界で必要とされる防犯灯の設置については、市が責任をもって設置すること。
- ◎警察署の誘致を積極的に県に働きかけること。
- 農業振興地域における、沿道サービスについては、法の設立趣旨を踏まえて、都市および都市近郊においては除外規定を設けるように、国に働きかけること。
- ◎ため池の整備は、市民の憩いの場としての活用を図るために、水辺環境を生かした整備を行うこと。
- ◎吉賀池の貴重な湿地性植物を多くの市民が親しめるように、鑑賞会の回数を増やすなど適切な措置を講ずること。
- ◎濁り池のあり方を考える懇談会については、幅広い市民の意見が反映されるように進めること。
- ★「地球温暖化防止対策基本計画」を策定すること。
- 全公共施設での、壁面緑化について計画的に推進すること。

- ◎「草刈り条例」を制定するなど、市内各地の雑草対策を強化すること。
- ◎悪臭・粉塵・騒音対策を強化すること。特に、東中周辺の悪臭問題については、発生源の工場に対して強力な行政指導を行うこと。
- ◎小水力発電・バイオマスなど再生可能なエネルギー源開発が可能か長期的な視野に立っての検討を行うこと。
- BDF の材料となる廃食用油の回収状況について、実態調査を行い、地域循環の仕組みを検討すること。

- ◎北山町地内の水田に生息が確認された絶滅危惧種Ⅱ類に登録されている「ダルマガエル」の保護については、引き続き配慮すること。
- ◎「ごみ減量計画」について見直しを図り、ごみ減量の推進体制を強化すること。
- ◎資源ごみ回収団体に対する補助金の増額を引き続き行うとともに、市民の自発的なリサイクル事業に対しても補助を行うこと。
- ◎生ごみの自家処理を推進するためにコンポストやぼかし用容器、生ごみ処理機への助成をさらに拡大すること。
- ◎生ゴミや剪定ごみを対象としたリサイクル施設を設置すること。
- 紙すき・石けん作り等の体験学習を実施し、リサイクル意識の高揚を図ること。

- ◎災害時要援護者対策として「非常災害時救援希望者登録制度」の導入を検討すること。（参考施策：東京都中野区など）
- ◎校区社会福祉協議会の位置づけを高め、財政支援を強めること。

- ◎地域での看護師不足を防ぐために、以下の検討を行うこと
 - ①医療機関での保育園設置
 - ②休職中の有資格者に対し、総合看護学校における再教育課程の設置。
- ◎日常的に健康づくりに取り組む市民を増やして行くために、小学校区単位程度の学習機会を充実させること。その人的担保として保健師の増員を図ること。
- ◎各種健診事業について
 - ①健診内容は統計資料等科学的根拠に基づいてメニューの検討を図ること。
 - ②早期発見・早期治療が図れるよう自己負担額の抑制を図ること。
 - ③骨粗しょう症の検診についてはすべての希望者が受診できるように改善を図ること。
 - ★④妊産婦無料検診の回数は、産前 14 回、産後 1 回以上とすること。

- ◎住環境や景観を壊す高層マンションの建設を未然に防止するために、
 - ①適切な地区計画の誘導を、時機を失することなく積極的にすすめること。
 - ②地域住民との合意を前提とするなどの規制強化を図り、条例化すること。

- ◎公共施設や公園などでの雨水利用システム導入・道路や駐車場などへの透水性舗装の採用など、総合的な治水対策・地下水涵養対策を推進すること。

- 地区計画についての学習機会を設け、北原山での地区計画の検討を促すこと。
- ◎100円バスについて。
 - ①乗車経験のない方も含め、幅広い意見を反映させ改善に努めること。
 - ②運行間隔は、時間当たり1便を目指すこと。
 - ③休日・祝日の運行も行うこと。
- ◎藤ヶ丘と印場を結ぶ、名鉄・名古屋市営バスの増便が図られるように、両社への協力を求めること、尾張旭独自での対応も検討すること。
- 当市の資源とも言える森林公園の利用促進を図るために、県の協力を得るなどして、尾張旭駅－森林公園間のバス路線設置を検討すること。さらに、東谷山フルーツパークへのアクセスも同路線で検討すること。
- 旭前駅の北側改札口バリアフリー化の早期実現に向けて、名鉄との交渉をすすめること。

- 雨水の利用促進を促すために、新築住宅・リフォームの機会をとらえ、PRに努めること。補助制度の検討も行うこと。
- ◎建築基準法の改正で建築確認申請が民間の検査機関でも行うことができることになったことも考慮し、共同住宅等指導要綱の条例化を急ぐこと。
- ◎集合住宅の駐車場確保基準を1戸につき1.5台以上とするように、「共同住宅等指導要綱」を見直すこと。
- ◎集合住宅・マンションなどでも、バリアフリー化をすすめるために共用部分への手すりの設置・エレベータの新設などへの補助を検討すること。
- ◎民間住宅の耐震補強工事に対する補助制度を拡充し、融資制度を創設すること。
- ◎「人にやさしいまちづくり」条例に基づく、歩道の段差解消やグレーチングの取り替えなどの促進を図るために、予算の増額を行うこと。

◎区画整理は本来地価の上昇を前提とする事業であるため、今後の計画については社会情勢を見ながら慎重に対応すること。

◎「緑の基本計画」に基づく具体施策の促進を図ること。

◎森林公園南門前の広場整備構想の策定にあたっては、幅広い市民が参加するワークショップを立ち上げて検討すること。

◎主要排水路の整備・改修を促進すること。

◎維持補修に必要な予算を増額すること。

◎悪臭防止のためにも主要都市下水路・排水路の浚渫を定期的に行うこと。

◎土砂災害が予測される住宅への補助制度創設を県に働きかけること。

◎緑ヶ丘下水処理場をはじめ老朽化の著しい地域下水処理施設については、公共下水への接続を急ぐこと。

◎事業認可区域外での地域下水処理施設については、早期の下水道接続に向けて、県に対しても援助を求めること。

◎下水道整備済み地域における、法人の下水接続を強力的に指導すること。

◎供用開始済区域の水洗化率を高めるために、取り付け工事に対する利子補給制度を継続するとともに、融資制度も復活すること。

◎市教育委員会のあり方について、幅広い市民の意見を聞きながら必要な改革については大胆に進めること。

(資料：中央教育課程審議会の「教育委員会制度の改革の方向」に関する答申)

◎市民に開かれた教育委員会をめざし、審議内容についても「広報尾張あさひ」や市のホームページに掲載し、積極的に意見聴取に取り組むこと。

●小中学校の壁面緑化など自然環境に配慮した温度上昇を抑制する方法を検討すること。

●小中学校などでの雨水利用を検討すること。

◎「生涯学習推進計画」の改訂にあたり、市民の意見を広く反映された計画を策定するために必要な人員配置を行うこと。

◎社会教育施策の一層の充実を図るために、専任の社会教育主事を配置すること。

◎地域公民館を地域の生涯学習とコミュニティのセンターとして位置づけ、地域住民が気軽に利用できるように引き続き努力すること。そのためにも、地区指導員は公民館主事と位置づけること。

◎図書館の蔵書の充実を図るとともに、図書館の増設構想を早急にとりまとめること。

◎文化会館を利用した自主サークルによる営利事業とみなせない文化事業企画については利用料の減免など積極的な支援策を講ずること。

●埋蔵文化財の保護について、後継者の育成に着手すること。

◎野外運動施設にはシャワー設備を完備すること。

★新給食センターの着工により使用できなくなる、旭前テニスコートについては、代替施設の検討結果を出すこと。

●救急車両が一刻も早く現場に到着できるように、消防士や救急隊員からの道路整備・改修要望の聴取に努めること。

●消火栓の設置を促進し消防力強化に努めること。

こどもを安心して育てられる尾張旭に

- ◎放課後児童クラブは1施設40人程度の定員となるように施設の増築・小学校の空き教室の利用・学校敷地内へのプレハブ設置などを検討すること。
 - ◎学童保育を行う民間施設の耐震性確保は、事業者任せにせず、改善に向けた補助・または施設の提供を検討すること。
 - ★児童館、児童クラブの充実と拡充を行うこと。
 - ★「放課後こども教室」と児童クラブの一体化は行わないこと。
 - ◎学童クラブが行っている、ひとり親家庭への保育料減額に対し、補助を行うこと。

 - 保育園での指定管理者による運営を中止し、直営にすること。
 - ★保育料の大幅な値下げを行うこと。
 - 保育料の第2子・第3子減免の対象を広げること。
- 具体的には、保育料基準額表 備考、第5項を以下のように変更する。
- 5 扶養義務者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を2人以上監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の児童に係る保育料は、この表に定める基準額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とし、第3番目以降の児童に係る保育料は、この表にかかわらず0円とする。
-
- ◎保育要求に見合う正規保育士の増員を行うこと。
 - ◎生後2ヶ月からの産休明け保育を実施すること。
 - ◎休日保育を実施すること。
 - ◎延長保育の実施園を増やすこと。
 - ◎病児保育の実施について、医療機関との協議を始めること。

 - ◎自営業者における居宅労働についても、労働実態に応じて入園させること。
 - ◎牛乳・手作りのおやつを増やすなど、給食・おやつの内容向上に努めること。

- 保育園の遊具について、安全マットなどの対策を早急に行うこと。
- ◎耐震補強が必要な保育園については調査結果も踏まえ優先的に進めること。
- ◎施設の増築などを行い、3歳児保育を20対1の保育体制に戻すこと。

- ◎子ども会の維持・発展のために必要な援助を強めること。
- ◎市子連に加盟せずに単独で活動している子ども会に対しても補助を行うこと。
- ◎子育て支援センターとファミリーサポートセンターについては、引き続き拡充に努めること。

- ◎私学助成制度を強化し、学費と教育条件の公私格差をなくすよう国・県に働きかけること。
- ◎市独自の私学助成制度を、公私格差是正をめざす立場に立ち引き上げを図ること。

- ◎給食残飯などを処理する生ごみ処理機を各学校に設置する方向で、関係課との協議を行うこと。
- ◎学校営繕に関する業務等は、市の技術職を巡回派遣して行い、教員が児童・生徒と関わる時間を増やすこと。
- ◎小中学校のトイレ改修の予算を増額し、改修を急ぐこと。
- 全小学校にビオトープの設置を目指すこと。
- 特別教室にエアコンを設置すること。

- ◎給食センターの直営方式を堅持するとともに、給食費の値上げを抑えること。
- ◎加工食品の使用を極力少なくし「手作りの味」・「季節の味覚」を味わえる献立を豊富にすること。
- ◎学校給食はできる限り、無農薬・低農薬野菜を使用すること。

- ◎「子どもの権利条約」を生かし、子どもがのびのびと学び成長できる学校づくり、地域づくりをすすめること。
- ★全国一斉学力テストは、学校の序列化と過度の競争をあおる懸念があるため不参加も含めた検討を行うこと。

- ◎市独自で常勤教師を採用し、小中学校全学年での「30人以下学級」早期実現を目指すこと。

- ◎学校図書室の充実を図ること。
 - ★学校司書の配置を県に要望すること。当面、市単独で専任の有資格者を配置すること。

- ◎全額公費負担している補助教材の選定にあたっては、実際に使用する担任教師の意見を尊重し、有効活用できるように改めること。

- ◎PTAや地域住民と協議し、通学路の安全対策を積極的にすすめること。

地域と共同する産業の育成を図るために

◎公正な入札をすすめるために

- ①郵便入札制度の対象を広げること。
- ②制限付入札の適用対象額を引き下げること。
- ③予定価格の事前公表の本格実施に踏み切ること。

◎指名競争入札制度の「選定基準」並びに「格付基準」については愛知県並みに細分化し、指名機会の適正化を図ること。工事費積算基準については「歩掛り」を含めて公表すること。

◎公共工事において、下請けへの適正な賃金・単価の支払いが確保されるよう監視と指導に努めること。

★公契約条例の制定を検討すること。

◎「公共工事設計労務単価」（2省協定）が適正な施工を確保するための最低賃金として歯止めになるようにすること。

◎小規模住宅用地・中小業者の業務用地に対する固定資産税について、軽減措置を講ずるよう国へ働きかけること。

●中小零細企業振興策を確立するために、恒常的に小規模事業所の実態把握に努め、聞き取り訪問調査などを実施すること。

★中小企業振興条例の策定を検討すること。

◎不況対策のための各種融資制度に対する信用保証科の補填制度を維持し、その拡大を行うこと。

◎若者の就労・社会的自立に役立つ「インターンシップ」を受け入れた中小業者に対する助成制度・奨励金を創設すること。

◎市内中小業者の仕事確保のために、公共事業の分離発注の拡大など積極的な支援策を講じることについて、関係部課との協議をすすめること。

◎中小零細企業に働く労働者の待遇改善の一助としての中退金制度への助成制度の抜本的な拡充を図ること。

◎農地の保全と近郊農業の再興を図るために、新たな減反政策の押しつけに反対すること。

- 建築確認申請の迅速化を図るために、増員すること。

- ◎大型店の出店や撤退については中小業者・労働者・住民の意思が反映される審議会を設置すること。

- ◎学校給食は近隣で取れる食材を生かし、地産地消に努めること。

憲法 25 条を実感できる尾張旭に

◎障がい者の雇用を促進するために、重度障がい者も含め、市職員への採用をはかること。

●市民税・介護保険料などの年金天引きを中止するよう、国に見直しを求めること。

◎各課と連携し、多重債務者の被害救済と再生へ支援体制を確立すること。

★障がい者の雇用を促進するために、民間事業所への働きかけを強めるとともに県に対し、以下 2 点要請すること。

①障がい者雇用を促進させる支援策の拡充と利用手続きの簡素化をもとめること。

②各種助成金施策が実情に応じた内容となるように改善をもとめること。

◎生活保護の支給制限に反対し、対象世帯の健康で文化的な生活を保障すること。

◎生活保護を受けている方が、医療を受けようとしても、現在の「医療券方式」では、休日や閉庁後などに病気になると、治療が受けられないため、緊急時にも必要な医療が受けられるように、生活保護の受給者証で治療ができるようにすること。国に対して「医療証方式」に改めるよう、要求すること。

◎生活保護受給者の、求職活動申告の取り扱いは、本人の健康状態等に十分配慮すること。

●生活保護の母子加算を復活するよう国に求めること。

●生活保護の老齢加算を復活するよう国に求めること。

★障害者自立支援法による、自己負担の軽減制度は極めて不十分であることから、市独自の負担軽減を図ること。

◎障がい者が地域で安心して生活できるように、グループホームの設置に援助を行うこと。

◎精神障がいについて市民的な理解を広げるために、講演会などを開催すること。

◎障がい者を持つ家族同士が情報交換と精神的な支え合いを促す、家族会への援助を行うこと。

◎障害者タクシー助成事業は、タクシー料金の値上げが行われた実情をとらえ実質的な制度後退とならないように見直しをはかること。

- ◎近隣市町で実施している障害者扶助制度を条例化し、障がい者の生活支援を拡充すること。
- ◎介護保険の存在を理由に、高齢者の措置制度などを後退させないこと。
- 介護の不安を取り除くために、介護認定の結果が出る前にも介護保険サービスと同様の居宅サービスが受けられるように市の独自策を実施すること。（「高齢者保健福祉及び介護保険に関するアンケート調査」08年3月自由意見、P34への対応。）
- ◎配食サービスは、会食（ふれあい）方式も含め、必要とする方には毎日1回を目指すこと。
- ◎ボランティア団体が実施している生きがい型デイサービス事業に対して助成支援体制を強めること。
- ◎一人暮らしの老人の安否を気遣うネットワークづくりを行うこと。
- ◎地域で高齢者同士が相互援助できるグループ活動を育成し、物心両面の支援を行うこと。
- ◎シルバーハウジング・グループリビングについて具体的な検討をはじめること。
- ◎ねたきり老人・認知症老人などを介護している方がリフレッシュするための施策を拡充すること。
- ◎高齢者タクシーチケット助成事業は、タクシー料金の値上げが行われた実情をとらえ実質的な制度後退とならないように見直しをはかること。
- 介護従事者の安定確保をはかるために、介護報酬の引き上げを国に求めること。市の独自策としても、介護報酬の上乗せを検討すること。その際原資は介護保険料や利用料に反映させないよう繰り入れること。
- ★介護保険料の見直しについて
 - ①介護保険料を引き下げること。
 - ②所得に応じた負担となるように、所得階層区分を細分化すること。
 - ③低所得者の保険料減免制度を拡充すること。
- ◎介護利用料について
 - ①全額自己負担となっている居住費・食費について、独自の減免制度を設けること。
 - ★②低所得者に対する利用料の減額制度を拡充し、所得による利用率の開きを抑えること。

- ◎特別養護老人ホームへの入所待機者の解消を図るために、その障壁となっている国の参酌基準（高齢者人口の 3.2%）の見直しを求めること。
- ◎介護認定者には所得税・住民税の「障害者控除」が受けられる事を個別に通知し、「障害者控除認定書」を配布すること。
- ◎要支援・要介護 1 の軽度者の車イスや介護ベッドなどの貸与については、ケアマネや医師の判断で貸し出すこと。
- ◎介護予防事業にかかる経費は一般会計から繰り入れること。

◎地域包括支援センターについて

- ①引き続き市の責任で運営すること。
- ②早期に市内 3 カ所体制とし、各小学校区程度の設置を目指すこと。
- ③高齢者の生活実態を把握し、総合的な相談・支援体制を整えること。

★児童扶養手当については父子家庭にも適用されるように、市の独自施策として実施すること。政府に対し、国制度とするよう働きかけること。

◎高すぎる国保税の改善を図るために下記事項を検討し実現を図ること。

- ①一般会計からの繰入を抜本的に増額すること。
- ★②非労働力と言える児童・生徒・妊婦・要介護者などの、保険税均等割は免除し、相当額を繰入れること。
- ③納税義務者が療養中あるいは、失業、休廃業における減免基準を、「総所得金額の見込額が前年総所得金額の 7 割以下に減少した場合」に改めること。

◎保険給付の制限につながる「資格証明書」の発行をやめること。

●国・県に対し、中学校卒業までの入通院医療費無料化を強く働きかけること。市として、中学卒業、または 18 歳以下までの入通院無料化をめざし、拡大範囲の試算を行うこと。

◎シルバーハウジングなども視野に入れた公営住宅の抜本的な拡充を図る視点に立って「住宅マスタープラン」の見直しを行うこと。

- ◎就学援助制度の対象者がもれなく申請できるように、制度のPRを毎年、全児童・生徒に行うこと。
- ★就学援助制度の適用基準を当面生活保護基準の1.4倍までに引き上げること。
- ◎就学援助制度の入学準備金は制度の趣旨に沿って入学時に支給すること。

平和な世界づくりに役立つ尾張旭に

◎非核平和の都市宣言を実施し、非核・平和への市民意識の高揚のために、非核・平和のモニュメント（立看板、懸垂幕、パネル、記念碑など）を市庁舎などの公共施設に設置すること。

●武器を携行して実施している、自衛隊の行軍訓練は中止を求めること。

★非核・平和の市民意識を高めるために、防災無線を使用して、8月6日、9日の原爆投下時刻における、追悼サイレン吹鳴を行うこと。

◎憲法に違反する自衛隊の海外派兵につながるあらゆる策動を許さず自衛官の募集事務など戦争につながる一切の法定受託事務を返上すること。

◎無防備地域宣言の実施を検討すること。

●被爆者および被爆2世の健康状態を把握し、救済措置を進めるために、市の独自施策として、手当の支給などを行うこと。

（参考施策：東京都、神奈川県、吹田市、摂津市など）

◎戦没者追悼式については中止する方向で見直しを検討すること。

◎核兵器による犠牲者を再び生まないために国家補償に基づく「被爆者援護法」に改正することを国に積極的に働きかけること。

◎非核・平和の市民意識を高めるために、小中学校の児童を対象とした、平和書道展を実施すること。

◎非核・平和の市民意識を高めるために、平和教育に関する教材を積極的に購入し、学校教育での平和教育の充実を図ること。

◎非核・平和の市民意識を高めるために、講演会、非核平和展、映画会などの啓発事業を行うこと。

◎非核・平和の市民意識を高めるために、敗戦記念日のある8月には市立図書館に平和図書コーナーを設け、非核平和に関する図書を取りそろえ、閲覧に供すること。

信頼される効率的な市政運営を

- 有給消化率50%以上を目指すこと。
- ◎職員同士の連携・協力が促されるような人事評価を行うこと。
- ◎少子・高齢化社会の中で増大・多様化している市民ニーズに的確に対応するために必要とする職員の適正確保に努めること。
- ◎総務省が示す指針は際限のない人員削減・公務労働の変質をもたらすことを考慮し、地方自治の本旨・住民の利益が損なわれないよう慎重な対応をはかること。
- ◎市職員の嘱託化は、全体の奉仕者としての役割に鑑みて必要最小限にとどめること。

- ◎地方自治法改正にともなう「指定管理者制度」の実施にあたっては
 - ①市民サービスの低下をまねかないようにすること。
 - ②現在の職員の待遇が低下しないように配慮すること。
 - ③適正・公平な運営、平等な利用がされるように指導すること。

- 統計情報の作成にあたっては、統計法の改定を踏まえ、2次利用者に配慮した提供・書式を心がけるように各課に指示すること。

- ◎市ホームページの充実に一層努めること。
- ◎各種審議会・委員会の審議内容について、議事録などを掲載すること。
- ◎「広報尾張あさひ」については一層親しみやすい紙面づくりに努力すること。

- ◎福祉・教育切り捨てにつながる国庫補助金や地方交付税の削減に反対するとともに、「地方分権」推進にともなう必要な税財源移譲を強く要求すること。

- ◎市の財政状況をわかりやすく知らせる広報活動に努めること。
- ★法人市民税は、資本などの区分による不均一課税を導入すること。
- ◎揚水量500t/日以上 of 地下水の大口利用企業に対して利用税を課すること。
- ◎一万平米以上の土地保有法人に対する固定資産税を2.1%に引き上げること。
- ◎都市計画税については当市の都市基盤整備状況に鑑みて、税率の引き下げを行

うこと。

- ◎消費税は、いまだに多くの中小業者が転嫁できずに身銭を切らざるを得ない「損税」である実態を広く知らせること。
- ◎「男女共同参画社会基本計画」に基づき、男女共同参画のための諸施策を推進すること。
- ◎警察と自治体の業務のすみ分けを考慮し、住民相互の監視につながる施策は実施しないこと。
- ◎ジェネリック医薬品の使用率向上は、医療費の圧縮をはかれることから、医師会・薬剤師会での合意形成と使用量の向上策を促すこと。
- ◎ジェネリック医薬品の使用率向上は、医療費の圧縮をはかれることから、「医療費通知」を行う際、ジェネリック医薬品の案内・自己負担の軽減事例などを記載したチラシを同封するなど、ジェネリック医薬品の認知と使用率向上に引き続き努めること。内容については、健康課との協力を図ること。
- ◎汚泥廃棄物の処理については、これまでの議論や処理技術の動向をふまえ広域の検討会を設けること。
- ◎県に対し以下の要請を行うこと。
 - ①木曾川水系連絡導水路の市町村負担分を明らかにさせるとともに必要性について、水需要予測からの再評価を迫ること。
 - ②責任受水制の廃止を強く申し入れること。
 - ③当面、日最大受水量の実績と契約水量が大きく乖離している現状を是正するための交渉を粘り強く続けること。
- ◎企業会計の経営改善と健全化を図るために、加入負担金の一部を3条収支へ算入する現行方式を堅持すること。
- ◎老朽化が著しい給食センターの建て替えは、早期着工を目指すこと。
- ◎内心の自由を踏みにじる「日の丸」「君が代」の強制は行わないこと。

★消防の広域化については、当市の消防力低下につながらないように慎重な研究・対応を行うこと。

◎国の消防力指針に基づき消防職員の増員に引き続き努めること。

◎消防と防災の連携を一層強化するための機構改革を検討すること。

◎消防職員の本庁への人事交流を強化し、研修・養成に努めること。

●個別外部監査制度の導入を行うこと。

◎監査体制の強化を図るために、識者の監査委員については、機能強化にふさわしい報酬引き上げを検討すること

09 予算要望書付属資料-担当課別要望項目

企画部

人事課

- 有給消化率50%以上を目指すこと。
- ◎職員同士の連携・協力が促されるような人事評価を行うこと。
- ◎少子・高齢化社会の中で増大・多様化している市民ニーズに的確に対応するために必要とする職員の適正確保に努めること。
- ◎総務省が示す指針は際限のない人員削減・公務労働の変質をもたらすことを考慮し、地方自治の本旨・住民の利益が損なわれないよう慎重な対応をはかること。
- ◎市職員の嘱託化は、全体の奉仕者としての役割に鑑みて必要最小限にとどめること。
- ◎障がい者の雇用を促進するために、重度障がい者も含め、市職員への採用をはかること。

企画課

- ◎非核平和の都市宣言を実施し、非核・平和への市民意識の高揚のために、非核・平和のモニュメント（立看板、懸垂幕、パネル、記念碑など）を市庁舎などの公共施設に設置すること。
- ◎保育短大の跡地利用は良好な環境保全を前提とし、尾張旭市民も利用可能な福祉・教育・文化・スポーツなどの施設が設置されるように、引き続き名古屋市に働きかけること。
- ◎地方自治法改正にともなう「指定管理者制度」の実施にあたっては
 - ①市民サービスの低下をまねかないようにすること。
 - ②現在の職員の待遇が低下しないように配慮すること。
 - ③適正・公平な運営、平等な利用がされるように指導すること。
- 統計情報の作成にあたっては、統計法の改定を踏まえ、2次利用者に配慮した提供・書式を心がけるように各課に指示すること。

情報課

- ◎各種審議会・委員会の審議内容について、議事録などを掲載すること。
- ◎市ホームページの充実に一層努めること。
- ◎「広報尾張あさひ」については一層親しみやすい紙面づくりに努力すること。

総務部

財政課

- ◎福祉・教育切り捨てにつながる国庫補助金や地方交付税の削減に反対するとともに、「地方分権」推進にともなう必要な税財源移譲を強く要求すること。
- ◎市の財政状況をわかりやすく知らせる広報活動に努めること。

契約検査課

- ◎公正な入札をすすめるために
 - ①郵便入札制度の対象を広げること。
 - ②制限付入札の適用対象額を引き下げること。
 - ③予定価格の事前公表の本格実施に踏み切ること。
- ◎指名競争入札制度の「選定基準」並びに「格付基準」については愛知県並みに細分化し、指名機会の適正化を図ること。工事費積算基準については「歩掛り」を含めて公表すること。
- ◎公共工事において、下請けへの適正な賃金・単価の支払いが確保されるよう監視と指導に努めること。
- ★公契約条例の制定を検討すること。
- ◎「公共工事設計労務単価」（2省協定）が適正な施工を確保するための最低賃金として歯止めになるようにすること。

税務課

- ★法人市民税は、資本などの区分による不均一課税を導入すること。
- ◎揚水量500t/日以上 of 地下水の大口利用企業に対して利用税を課すること。
- ◎一万平米以上の土地保有法人に対する固定資産税を2.1%に引き上げること。
- ◎都市計画税については当市の都市基盤整備状況に鑑みて、税率の引き下げを行うこと。
- ◎小規模住宅用地・中小業者の業務用地に対する固定資産税について、軽減措置を講ずるよう国へ働きかけること。

収納課

- 市民税・介護保険料などの年金天引きを中止するよう、国に見直しを求めること。
- ◎消費税は、いまだに多くの中小業者が転嫁できずに身銭を切らざるを得ない「損税」である実態を広く知らせること。

市民生活部

市民活動課

- ◎地域コミュニティー活動の一層の発展を図るために、自治会活動助成金を増額すること。
- ◎自治会の自主的な運営を尊重し、行政の下請け機関化につながることは一切行わないこと。
- ◎自治会未加入世帯が増加傾向にある現状の打開策を検討すること。
- ◎「男女共同参画社会基本計画」に基づき、男女共同参画のための諸施策を推進すること。

安全安心課

- 武器を携行して実施している、自衛隊の行軍訓練は中止を求めること。
- ◎家具転倒防止対策を拡充すること。
- ◎自主防災組織の自主的な活動を支援するために、積極的な活動を計画・実施している組織に対しては、その活動内容に見あうように補助金を増額すること。
- ★非核・平和の市民意識を高めるために、防災無線を使用して、8月6日、9日の原爆投下時刻における、追悼サイレン吹鳴を行うこと。
- ◎憲法に違反する自衛隊の海外派兵につながるあらゆる策動を許さず自衛官の募集事務など戦争につながる一切の法定受託事務を返上すること。
- ◎無防備地域宣言の実施を検討すること。
- ◎安心歩行エリア事業で培った取組が全市的なものとなるように、自治会活動への援助を強め、歩行者を最優先にする交通安全対策を推進すること。
- ◎連合自治会などの字界で必要とされる防犯灯の設置については、市が責任をもって設置すること。
- ◎警察と自治体の業務のすみ分けを考慮し、住民相互の監視につながる施策は実施しないこと。
- ◎警察署の誘致を積極的に県に働きかけること。

産業課

- 中小零細企業振興策を確立するために、恒常的に小規模事業所の実態把握に努め、聞き取り訪問調査などを実施すること。
- ★中小企業振興条例の策定を検討すること。
- ◎不況対策のための各種融資制度に対する信用保証科の補填制度を維持し、その拡大を行うこと。
- ◎若者の就労・社会的自立に役立つ「インターンシップ」を受け入れた中小業者に対する助成制度・奨励金を創設すること。
- ◎市内中小業者の仕事確保のために、公共事業の分離発注の拡大など積極的な支援策を講じることについて、関係部課との協議をすすめること。
- ◎中小零細企業に働く労働者の待遇改善の一助としての中退金制度への助成制度の抜本的な拡充を図ること。
- ◎各課と連携し、多重債務者の被害救済と再生へ支援体制を確立すること。
- ★障がい者の雇用を促進するために、民間事業所への働きかけを強めるとともに県に対し、以下2点要請すること。
 - ①障がい者雇用を促進させる支援策の拡充と利用手続きの簡素化をもとめること。
 - ②各種助成金施策が実情に応じた内容となるように改善をもとめること。
- ◎農地の保全と近郊農業の再興を図るために、新たな減反政策の押しつけに反対すること。
- 農業振興地域における、沿道サービスについては、法の設立趣旨を踏まえて、都市および都市近郊においては除外規定を設けるように、国に働きかけること。
- ◎ため池の整備は、市民の憩いの場としての活用を図るために、水辺環境を生かした整備を行うこと。
- ◎吉賀池の貴重な湿地性植物を多くの市民が親しめるように、鑑賞会の回数を増やすなど適切な措置を講ずること。
- ◎濁り池のあり方を考える懇談会については、幅広い市民の意見が反映されるように進めること。

環境課

- ★「地球温暖化防止対策基本計画」を策定すること。
- 全公共施設での、壁面緑化について計画的に推進すること。
- ◎「草刈り条例」を制定するなど、市内各地の雑草対策を強化すること。
- ◎悪臭・粉塵・騒音対策を強化すること。特に、東中周辺の悪臭問題については、発生源の工場に対して強力な行政指導を行うこと。
- ◎小水力発電・バイオマスなど再生可能なエネルギー源開発が可能か長期的な視野に立ったの検討を行うこと。
- BDF の材料となる廃食用油の回収状況について、実態調査を行い、地域循環の仕組みを検討すること。
- ◎北山町地内の水田に生息が確認された絶滅危惧種Ⅱ類に登録されている「ダルマガエル」の保護については、引き続き配慮すること。
- ◎「ごみ減量計画」について見直しをはかり、ごみ減量の推進体制を強化すること。
- ◎資源ごみ回収団体に対する補助金の増額を引き続き行うとともに、市民の自発的なリサイクル事業に対しても補助を行うこと。
- ◎生ごみの自家処理を推進するためにコンポストやぼかし用容器、生ごみ処理機への助成をさらに拡大すること。
- ◎生ゴミや剪定ごみを対象としたリサイクル施設を設置すること。
- 紙すき・石けん作り等の体験学習を実施し、リサイクル意識の高揚を図ること。

健康福祉部

福祉課

- ◎生活保護の支給制限に反対し、対象世帯の健康で文化的な生活を保障すること。
- ◎生活保護を受けている方が、医療を受けようとしても、現在の「医療券方式」では、休日や閉庁後などに病気になると、治療が受けられないため、緊急時にも必要な医療が受けられるように、生活保護の受給者証で治療ができるようにすること。
- 国に対して「医療証方式」に改めるよう、要求すること。
- ◎生活保護受給者の、求職活動申告の取り扱いは、本人の健康状態等に十分配慮すること。
- 生活保護の母子加算を、復活するよう国に求めること。
- 生活保護の老齢加算を復活するよう国に求めること。
- ◎災害時要援護者対策として「非常災害時救援希望者登録制度」の導入を検討すること。（参考施策：東京都中野区など）
- 被爆者および被爆2世の健康状態を把握し、救済措置を進めるために、市の独自施策として、手当の支給などを行うこと。
（参考施策：東京都、神奈川県、吹田市、摂津市など）
- ◎戦没者追悼式については中止する方向で見直しを検討すること。
- ◎核兵器による犠牲者を再び生まないために国家補償に基づく「被爆者援護法」に改正することを国に積極的に働きかけること。
- ★障害者自立支援法による、自己負担の軽減制度は極めて不十分であることから、市独自の負担軽減を図ること。
- ◎障がい者が地域で安心して生活できるように、グループホームの設置に援助を行うこと。
- ◎障がい者を持つ家族同士が情報交換と精神的な支え合いを促す、家族会への援助を行うこと。
- ◎精神障がいについて市民的な理解を広げるために、講演会などを開催すること。
- ◎障害者タクシー助成事業は、タクシー料金の値上げが行われた実情をとらえ実質的な制度後退とにならないように見直しをはかること。
- ◎近隣市町で実施している障害者扶助制度を条例化し、障がい者の生活支援を拡充すること。

長寿課

- ◎介護保険の存在を理由に、高齢者の措置制度などを後退させないこと。
- 介護の不安を取り除くために、介護認定の結果が出る前にも介護保険サービスと同様の居宅サービスが受けられるように、市の独自策を実施すること。（「高齢者保健福祉及び介護保険に関するアンケート調査」08年3月自由意見、P34への対応。）
- ◎配食サービスは、会食（ふれあい）方式も含め、必要とする方には毎日1回を目指すこと。
- ◎ボランティア団体が実施している生きがい型デイサービス事業に対して助成支援体制を強めること。
- ◎一人暮らしの老人の安否を気遣うネットワークづくりを行うこと。
- ◎地域で高齢者同士が相互援助できるグループ活動を育成し、物心両面の支援を行うこと。
- ◎都市計画課と共同して、シルバーハウジング・グループリビングについて具体的な検討をはじめること。
- ◎ねたきり老人・認知症老人などを介護している方がリフレッシュするための施策を拡充すること。
- ◎高齢者タクシーチケット助成事業は、タクシー料金の値上げが行われた実情をとらえ実質的な制度後退とならないように見直しをはかること。
- ◎校区社会福祉協議会の位置づけを高め、財政支援を強めること。
- 介護従事者の安定確保をはかるために、介護報酬の引き上げを国に求めること。市の独自策としても、介護報酬の上乗せを検討すること。その際の実原資は介護保険料や利用料に反映させないよう繰り入れること。
- ★介護保険料の見直しについて
 - ①介護保険料を引き下げること。
 - ②所得に応じた負担となるように、所得階層区分を細分化すること。
 - ③低所得者の保険料減免制度を拡充すること。
- ◎介護利用料について
 - ①全額自己負担となっている居住費・食費について、独自の減免制度を設けること。
 - ★②低所得者に対する利用料の減額制度を拡充し、所得による利用率の開きを抑えること。
- ◎特別養護老人ホームへの入所待機者の解消を図るために、その障壁となってい

る国の参酌基準（高齢者人口の3.2%）の見直しを求めること。

- ◎介護認定者には所得税・住民税の「障害者控除」が受けられる事を個別に通知し、「障害者控除認定書」を配布すること。
- ◎要支援・要介護1の軽度者の車イスや介護ベッドなどの貸与については、ケアマネや医師の判断で貸し出すこと。
- ◎介護予防事業にかかる経費は一般会計から繰り入れること。
- ◎地域包括支援センターについて
 - ①引き続き市の責任で運営すること。
 - ②早期に市内3カ所体制とし、各小学校区程度の設置を目指すこと。
 - ③高齢者の生活実態を把握し、総合的な相談・支援体制を整えること。

こども課

- ★児童扶養手当については父子家庭にも適用されるように、市の独自施策として実施すること。政府に対し、国制度とするよう働きかけること。
 - ◎放課後児童クラブは1施設40人程度の定員となるように施設の増築・小学校の空き教室の利用・学校敷地内へのプレハブ設置などを検討すること。
 - ◎学童保育を行う民間施設の耐震性確保は、事業者任せにせず、改善に向けた補助・または施設の提供を検討すること。
 - ★児童館、児童クラブの充実と拡充を行うこと。
 - ★「放課後こども教室」と児童クラブの一体化は行わないこと。
 - ◎学童クラブが行っている、ひとり親家庭への保育料減額に対し、補助を行うこと。
 - 保育園での指定管理者による運営を中止し、直営にすること。
 - ★保育料の大幅な値下げを行うこと。
 - 保育料の第2子・第3子減免の対象を広げること。
- 具体的には、保育料基準額表 備考、第5項を以下のように変更する。
- 5 扶養義務者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を2人以上監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の児童に係る保育料は、この表に定める基準額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とし、第3番目以降の児童に係る保育料は、この表にかかわらず0円とする。
- ◎保育要求に見合う正規保育士の増員を行うこと。

- ◎生後2ヶ月からの産休明け保育を実施すること。
- ◎休日保育を実施すること。
- ◎延長保育の実施園を増やすこと。
- ◎病児保育の実施について、医療機関との協議を始めること。
- ◎自営業者における居宅労働についても、労働実態に応じて入園させること。
- ◎牛乳・手作りのおやつを増やすなど、給食・おやつの内容向上に努めること。
- 保育園の遊具について、安全マットなどの対策を早急に行うこと。
- ◎耐震補強が必要な保育園については調査結果も踏まえ優先的に進めること。
- ◎施設の増築などを行い、3歳児保育を20対1の保育体制に戻すこと。
- ◎子ども会の維持・発展のために必要な援助を強めること。
- ◎市子連に加盟せずに単独で活動している子ども会に対しても補助を行うこと。
- ◎子育て支援センターとファミリーサポートセンターについては、引き続き拡充に努めること。

健康課

- ◎地域での看護師不足を防ぐために、以下の検討を行うこと
 - ①医療機関での保育園設置
 - ②休職中の有資格者に対し、総合看護学校における再教育課程の設置。
- ◎ジェネリック医薬品の使用率向上は、医療費の圧縮をはかれることから、医師会・薬剤師会での合意形成と使用量の向上策を促すこと。
- ◎日常的に健康づくりに取り組む市民を増やして行くために、小学校区単位程度の学習機会を充実させること。
その人的担保として保健師の増員を図ること。
- ◎各種健診事業について
 - ①健診内容は統計資料等科学的根拠に基づいてメニューの検討を図ること。
 - ②早期発見・早期治療が図れるよう自己負担額の抑制を図ること。
 - ③骨粗しょう症の検診についてはすべての希望者が受診できるように改善を図ること。
 - ★④妊産婦無料検診の回数は、産前14回、産後1回以上とすること。

保健医療課

- ◎高すぎる国保税の改善を図るために下記事項を検討し実現を図ること。
 - ①一般会計からの繰入を抜本的に増額すること。

- ②非労働力と言える児童・生徒・妊婦・要介護者などの、保険税均等割は免除し、相当額を繰入れること。
- ③納税義務者が療養中あるいは、失業、休廃業における減免基準を「総所得金額の見込額が前年総所得金額の7割以下に減少した場合」に改めること。
- ◎保険給付の制限につながる「資格証明書」の発行をやめること。
- ◎ジェネリック医薬品の使用率向上は、医療費の圧縮をはかれることから、「医療費通知」を行う際、ジェネリック医薬品の案内・自己負担の軽減事例などを記載したチラシを同封するなど、ジェネリック医薬品の認知と使用率向上に引き続き努めること。内容については、健康課との協力を図ること。
- 国・県に対し、中学校卒業までの入通院医療費無料化を強く働きかけること。市として、中学卒業、または18歳以下までの入通院無料化をめざし、拡大範囲の試算を行うこと。

都市整備部

都市計画課

- ◎住環境や景観を壊す高層マンションの建設を未然に防止するために、
 - ①適切な地区計画の誘導を、時機を失することなく積極的にすすめること。
 - ②地域住民との合意を前提とするなどの規制強化を図り、条例化すること。
- ◎公共施設や公園などでの雨水利用システム導入・道路や駐車場などへの透水性舗装の採用など、総合的な治水対策・地下水涵養対策を推進すること。
- 地区計画についての学習機会を設け、北原山での地区計画の検討を促すこと。
- ◎100円バスについて。
 - ①乗車したことのない方も含め、幅広い意見を反映させ、改善に努めること。
 - ②運行間隔は、時間当たり1便を目指すこと。
 - ③休日・祝日の運行も行うこと。
- ◎藤ヶ丘と印場を結ぶ、名鉄・名古屋市営バスの増便が図られるように、両社への協力を求めること、尾張旭独自での対応も検討すること。
- 当市の資源とも言える森林公園の利用促進を図るために、県の協力を得るなどして、尾張旭駅－森林公園間のバス路線設置を検討すること。さらに、東谷山フルーツパークへのアクセスも同路線で検討すること。
- 旭前駅の北側改札口バリアフリー化の早期実現に向けて、名鉄との交渉をすすめること。

- 建築確認申請の迅速化を図るために、増員すること。
- ◎シルバーハウジングなども視野に入れた公営住宅の抜本的な拡充を図る視点に立って「住宅マスタープラン」の見直しを行うこと。
- 雨水の利用促進を促すために、新築住宅・リフォームの機会をとらえ、PRに努めること。補助制度の検討も行うこと。
- ◎建築基準法の改正で建築確認申請が民間の検査機関でも行うことができることになったことも考慮し、共同住宅等指導要綱の条例化を急ぐこと。
- ◎集合住宅の駐車場確保基準を1戸につき1.5台以上とするように、「共同住宅等指導要綱」を見直すこと。
- ◎集合住宅・マンションなどでも、バリアフリー化をすすめるために共用部分への手すりの設置・エレベータの新設などへの補助を検討すること。
- ◎大型店の出店や撤退については中小業者・労働者・住民の意思が反映される審議会を設置すること。
- ◎民間住宅の耐震補強工事に対する補助制度を拡充し、融資制度を創設すること。
- ◎「人にやさしいまちづくり」条例に基づく、歩道の段差解消やグレーチングの取り替えなどの促進を図るために、予算の増額を行うこと。

都市整備課

- ◎区画整理は本来地価の上昇を前提とする事業であるため、今後の計画については社会情勢を見ながら慎重に対応すること。
- ◎「緑の基本計画」に基づく具体施策の促進を図ること。
- ◎森林公園南門前の広場整備構想の策定にあたっては、幅広い市民が参加するワークショップを立ち上げて検討すること。

土木管理課

- ◎主要排水路の整備・改修を促進すること。
- ◎維持補修に必要な予算を増額すること。
- ◎悪臭防止のためにも主要都市下水路・排水路の浚渫を定期的に行うこと。
- ◎土砂災害が予測される住宅への補助制度創設を県に働きかけること。

下水道課

- ◎緑ヶ丘下水処理場をはじめ老朽化の著しい地域下水処理施設については、公共下水への接続を急ぐこと。
- ◎事業認可区域外での地域下水処理施設については、早期の下水道接続に向けて、県に対しても援助を求めること。
- ◎汚泥廃棄物の処理については、これまでの議論や処理技術の動向をふまえ広域の検討会を設けること。
- ◎下水道整備済み地域における、法人の下水接続を強力的に指導すること。
- ◎供用開始済区域の水洗化率を高めるために、取り付け工事に対する利子補給制度を継続するとともに、融資制度も復活すること。

上水道課

- ◎県に対し以下の要請を行うこと。
 - ①木曾川水系連絡導水路の市町村負担分を明らかにさせるとともに必要性について、水需要予測からの再評価を迫ること。
 - ②責任受水制の廃止を強く申し入れること。
 - ③当面、日最大受水量の実績と契約水量が大きく乖離している現状を是正するための交渉を粘り強く続けること。
- ◎企業会計の経営改善と健全化を図るために、加入負担金の一部を3条収支へ算入する現行方式を堅持すること。

教育委員会

教育行政課

市教育委員会のあり方について、幅広い市民の意見を聞きながら必要な改革については大胆に進めること。

(資料：中央教育課程審議会の「教育委員会制度の改革の方向」に関する答申)

- ◎市民に開かれた教育委員会をめざし、審議内容についても「広報尾張あさひ」や市のホームページに掲載し、積極的に意見聴取に取り組むこと。
- ◎就学援助制度の入学準備金は制度の趣旨に沿って入学時に支給すること。
- ★就学援助制度の適用基準を当面生活保護基準の1.4倍までに引き上げること。
- ◎就学援助制度の対象者がもれなく申請できるように、制度のPRを毎年、全児童・生徒に行うこと。
- ◎私学助成制度を強化し、学費と教育条件の公私格差をなくすよう国・県に働きかけること。
- ◎市独自の私学助成制度を、公私格差是正をめざす立場に立ち引き上げを図ること。
- ◎給食残飯などを処理する生ごみ処理機を各学校に設置する方向で、関係課との協議を行うこと。
- ◎学校営繕に関する業務等は、市の技術職を巡回派遣して行い、教員が児童・生徒と関わる時間を増やすこと。
- ◎小中学校のトイレ改修の予算を増額し、改修を急ぐこと。
- 全小学校にビオトープの設置を目指すこと。
- 特別教室にエアコンを設置すること。
- 小中学校などでの雨水利用を検討すること。
- 小中学校の壁面緑化など自然環境に配慮した温度上昇を抑制する方法を検討すること。
- ◎老朽化が著しい給食センターの建て替えは、早期着工を目指すこと。
- ◎直営方式を堅持するとともに、給食費の値上げを抑えること。
- ◎加工食品の使用を極力少なくし「手作りの味」・「季節の味覚」を味わえる献立を豊富にすること。
- ◎近隣で取れる食材を生かし、地産地消に努めること。
- ◎できる限り、無農薬・低農薬野菜を使用すること。

学校教育課

- ◎「子どもの権利条約」を生かし、子どもがのびのびと学び成長できる学校づくり、地域づくりをすすめること。
- ◎内心の自由を踏みにじる「日の丸」「君が代」の強制は行わないこと。
- ★全国一斉学力テストは、学校の序列化と過度の競争をあおる懸念があるため不参加も含めた検討を行うこと。
- ◎市独自で常勤教師を採用し、小中学校全学年での「30人以下学級」早期実現を目指すこと。
- ◎学校図書室の充実を図ること。
- ★学校司書の配置を県に要望すること。当面、市単独で専任の有資格者を配置すること。
- ◎全額公費負担している補助教材の選定にあたっては、実際に使用する担任教師の意見を尊重し、有効活用できるように改めること。
- ◎PTA や地域住民と協議し、通学路の安全対策を積極的にすすめること。
- ◎非核・平和の市民意識を高めるために、小中学校の児童を対象とした、平和書道展を実施すること。
- ◎非核・平和の市民意識を高めるために、平和教育に関する教材を積極的に購入し、学校教育での平和教育の充実を図ること。

生涯学習課

- ◎「生涯学習推進計画」の改訂にあたり、市民の意見を広く反映された計画を策定するために必要な人員配置を行うこと。
- ◎社会教育施策の一層の充実を図るために、専任の社会教育主事を配置すること。
- ◎非核・平和の市民意識を高めるために、講演会、非核平和展、映画会などの啓発事業を行うこと。
- ◎地域公民館を地域の生涯学習とコミュニティのセンターとして位置づけ、地域住民が気軽に利用できるように引き続き努力すること。そのためにも、地区指導員は公民館主事と位置づけること。
- ◎図書館の蔵書の充実を図るとともに、図書館の増設構想を早急にとりまとめること。
- ◎非核・平和への市民意識の高揚のために、敗戦記念日のある8月には市立図書館に平和図書コーナーを設け、非核平和に関する図書を取りそろえ、閲覧に供すること。

文化スポーツ課

- ◎文化会館を利用した自主サークルによる営利事業とみなせない文化事業企画については利用料の減免など積極的な支援策を講ずること。
- 埋蔵文化財の保護について、後継者の育成に着手すること。
- ◎野外運動施設にはシャワー設備を完備すること。
- ★新給食センターの着工により使用できなくなる、旭前テニスコートについては、代替施設の検討結果を出すこと。

消防本部

総務課（消防）

- ★消防の広域化については、当市の消防力低下につながらないように慎重な研究・対応を行うこと。
- ◎国の消防力指針に基づき消防職員の増員に引き続き努めること。
- ◎消防と防災の連携を一層強化するための機構改革を検討すること。
- ◎消防職員の本庁への人事交流を強化し、研修・養成に努めること。
- 救急車両が一刻も早く現場に到着できるように、消防士や救急隊員からの道路整備・改修要望の聴取に努めること。
- 消火栓の設置を促進し消防力強化に努めること。

監査委員事務局

- 個別外部監査制度の導入を行うこと。
- ◎監査体制の強化を図るために、識者の監査委員については、機能強化にふさわしい報酬引き上げを検討すること

2009年度尾張旭市当初予算に対する要望書

2008年11月20日 初版……市提出用 A4版 3部

12月1日(第2版) …配布用 B5版 30部

作成：日本共産党尾張旭市議団

川村 つよし

塚本 みゆき

印刷所：日本共産党尾張旭市委員会

〒488-0801

尾張旭市東大道町原田2493-2 若杉ビル4A

電話：0561-52-5894

FAX：0561-51-4011

Printed in Japan